

中津川市人権施策推進指針



平成22年11月
中津川市

はじめに



21世紀は「人権の世紀」といわれており、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存する平和で豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠です。

近年では、私たちの人権を取り巻く状況は、社会状況の急速な変化に伴い、ますます複雑化・多様化するとともに新たな人権問題も発生しています。

このような中、本市では、すべての人々の人権が守られる地域社会の実現をめざして市の人権施策を総合的、体系的に推進するために、今後の人権推進の方針とそれに基づく基本的な施策の方向を明らかにするものとして「中津川市人権施策推進指針」を策定いたしました。

今後は、この指針に基づき、市民の方々をはじめとして、関係機関の皆様と共に人権尊重を基調とした市政を進めていきたいと考えておりますので、皆様の更なるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、指針策定に当たり、指針策定検討会の皆様や人権意識調査等にご協力いただいた市民の方々から、貴重なご意見やご提案をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

平成22年11月

中津川市長 **大山 耕二**

目 次

第1章 人権施策推進指針の基本的な考え方

1 指針策定の背景	
（1）人権に関する国際的な動向	1
（2）国の取り組み	2
（3）県の動向	3
2 指針策定の趣旨	4
3 基本理念	5
4 指針の位置付け	6
5 指針の推進期間	7

第2章 施策の方向性

1 基本的な方向	9
2 人権施策の推進における課題と方向性	
（1）人権教育	10
（2）人権啓発	13
（3）人材育成	15
3 分野別施策における課題と方向性	
（1）女性の人権	16
（2）子どもの人権	20
（3）高齢者の人権	24
（4）障がい者の人権	28
（5）同和問題	32
（6）外国人の人権	35
（7）HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	38
（8）刑を終えて出所した人の人権	40
（9）犯罪被害者等の人権	42
（10）インターネットによる人権侵害	44
（11）アイヌの人々の人権	46
（12）ホームレスの人権	48
（13）性的指向における少数者の人権	49
（14）性同一性障がい者の人権	50
（15）北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	51
（16）人身取引の被害者の人権	52

第3章 施策の推進にあたって

1 施策の推進にあたって

- (1) 総合的な施策の推進体制と進行管理…………… 53
- (2) 市民との協働による施策の推進…………… 53
- (3) 関係機関・団体との連携…………… 53
- (4) 職員の人権意識の向上…………… 53

参考資料

- 1 人権をめぐる動き…………… 55
- 2 関連法規等…………… 58
- 3 中津川市人権施策推進指針の策定経過…………… 65
- 4 用語解説…………… 66

第 1 章

人権施策推進指針の基本的な考え方

- 1 指針策定の背景
- 2 指針策定の趣旨
- 3 基本理念
- 4 指針の位置付け
- 5 指針の推進期間

1 指針策定の背景

(1) 人権に関する国際的な動向

昭和 20 年（1945 年）、世界の平和と安全を維持するとともに、人権、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として「国際連合」が設立され、昭和 23 年（1948 年）、国際連合において、世界大戦をはじめとする幾多の悲惨な経験を踏まえて「世界人権宣言」が採択されました。宣言は前文で、「加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約」し、この宣言を「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」としてしています。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものにするために、人種差別撤廃条約（昭和 40 年・1965 年）、国際人権規約（昭和 41 年・1966 年）、女子差別撤廃条約（昭和 54 年・1979 年）、児童の権利に関する条約（平成元年・1989 年）等の諸条約を採択するとともに、国際婦人年をはじめとする各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

平成 6 年（1994 年）には、国連総会において、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議されました。

そして、平成 16 年（2004 年）12 月 10 日、第 59 回国連総会は、「人権教育のための国連 10 年」の取り組みを踏まえ、新たに「人権教育のための世界プログラム」（「世界プログラム」）に取り組む決議を採択しました。平成 17 年（2005 年）1 月から平成 19 年（2007 年）12 月までの 3 か年を第一段階と定め、初等・中等学校制度における人権教育の推進に取り組むこととし、このための行動計画案が提示されました。現在は平成 22 年（2010 年）から平成 26 年（2014 年）までを第二段階とする行動計画が提示されており、高等教育と教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置くこととされています。

いまや世界的な規模で、文化の違いを越えて、人権の擁護と確立を求める波は大きなうねりとなって広がりつつあります。

(2) 国の取り組み

わが国においては、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」(第 11 条)、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」(第 13 条)、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」(第 14 条)など、基本的人権の尊重を日本国憲法の基本原則の 1 つとし、様々な取り組みが行われてきました。

さらに、国連の「人権教育のための国連 10 年」の決議にともない、平成 9 年に、これに関する国内行動計画を策定し、様々な人権問題に取り組んできました。

また、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の推進は国の責務とし、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえた施策の制定・実施が責務となりました。そして、国は平成 14 年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、公表しました。

基本計画は以下に示す 4 つの方針の下に策定されています。

- ① 広く国民の一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取り組みが不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連 10 年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定にあたっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

現在、啓発活動強調項目として、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、インターネットによる人権侵害、アイヌの人々、犯罪被害者等、ホームレス、性的指向における少数者、性同一性障がい者、北朝鮮当局によって拉致された被害者、人身取引の 16 項目が取り上げられ多岐にわたっています。

その後、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正や「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」、「改正DV法」(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

(3) 県の動向

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」で定められた地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第5条）とされています。

岐阜県においても、平成 10 年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。また、平成 12 年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、様々な人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

そして、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方の趣旨を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条において規定されている地方公共団体の責務に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」が平成 15 年 3 月に策定されました。この指針によって、岐阜県が進める人権教育・人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みを行っています。

また、平成 17 年 5 月、これまでの「岐阜県人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」を設置し、人権施策を推進しています。

平成 20 年 3 月にDVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」の第一次改定が行われました。

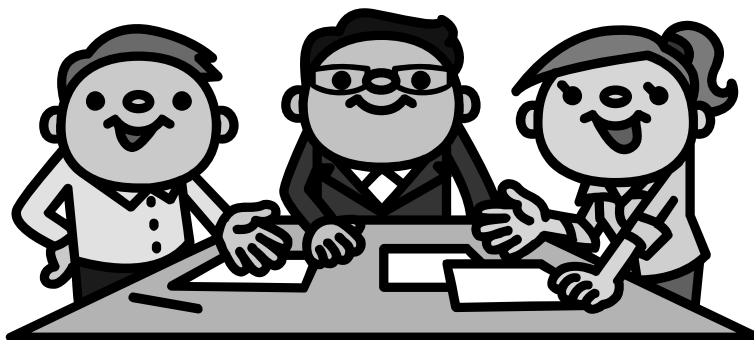
2 指針策定の趣旨

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、住民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠であります。

社会の急速な進展により、人権問題は多様化しており、人命を軽視した殺人事件の発生、いじめ、家庭内における虐待・暴力、ネット上の匿名性を悪用した人権侵害、人権を無視した雇用問題や、無意識の人権侵害などいわゆる人権尊重の理念が欠如している実態があります。

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、本市においても、これらの人権課題に対して、取り組んできました。

こうした経過を踏まえて、本市では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくために指針を策定するものです。



3 基本理念

新中津川市総合計画において、本市のまちの都市像を「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」として掲げています。その実現に向けて、まちづくりの9つの目標を掲げ、その中で、「たくましく生きる人づくり」をめざし、その施策の柱の一つとして、「人権が尊重される社会の形成」を掲げています。その中で、人が人としての基本的人権が尊重される社会の形成に向けて、市民の人権意識の高揚を図るために、学校教育や社会教育など様々な場における総合的、体系的な人権啓発・教育活動の推進とともに、関係機関との連携の強化を進めています。

市民、地域、学校、企業・事業所、行政が一体となった市民参加のまちづくりをそれぞれの役割分担のもとに推進していくことが重要であり、それを通じて障がいのある人、外国人、同和地区の人など社会的に弱い立場の状況に置かれている人をお互いに理解し、自ら学び、人権の感性がみがかけられます。

市民一人ひとりが基本的人権尊重の基本理念を、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使にともなう責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、即ち人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめざし、日常生活の中で知識が行動につながるような人権感覚の醸成を図ります。

以上のことを踏まえ、本計画では、「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にするまち」を基本理念とします。

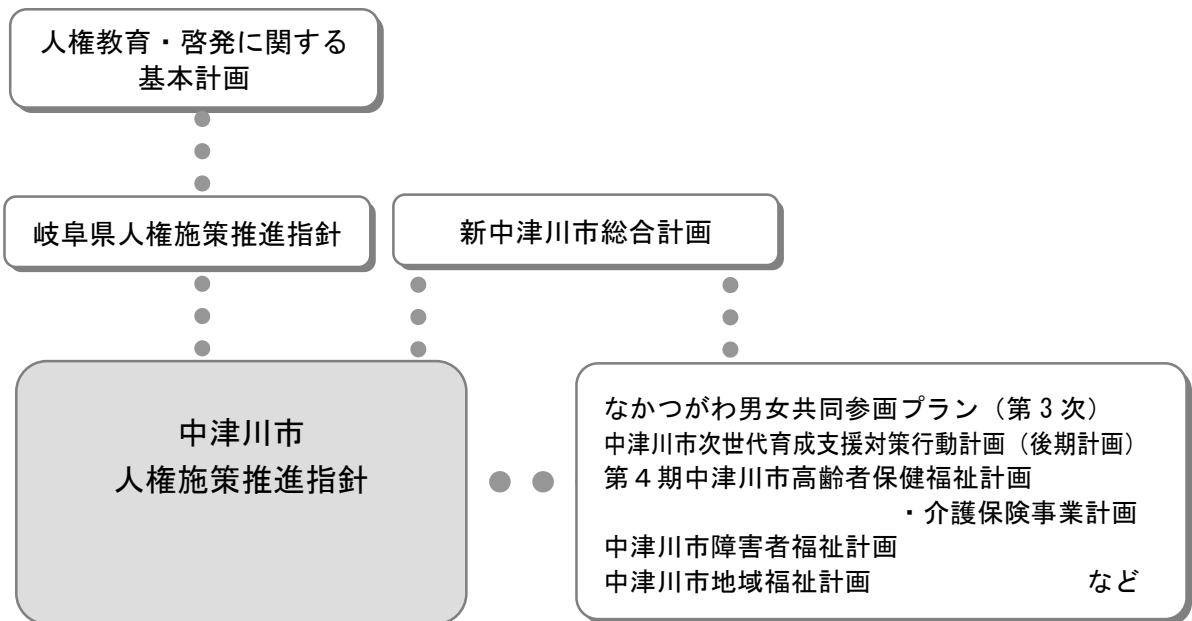
基本理念

**人権に対する意識を高め、
お互いを尊重し、
人権を大切にするまち**

4 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 7 条の規定に基づき、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を本市の人権施策に反映させ、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定するものです。

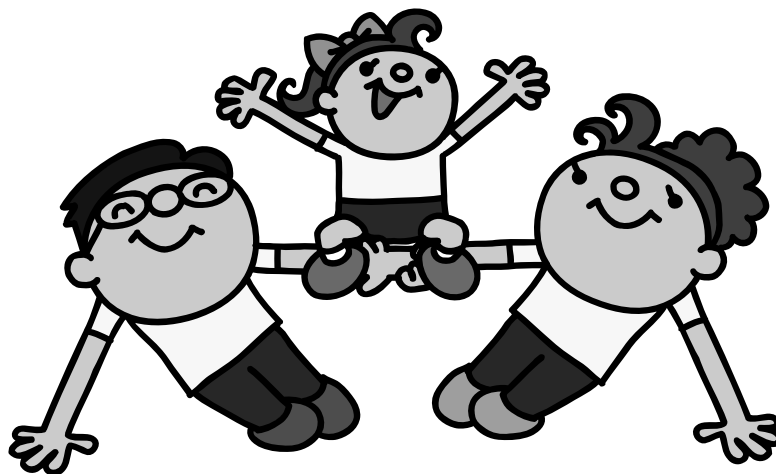
また、「新中津川市総合計画」など、関係計画との整合性を図り、推進していきます。



5 指針の推進期間

指針の推進期間は、平成 23 年度を初年度として、平成 27 年度までの 5 年間とします。また、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
			岐阜県人権施策推進指針 (H20 年度～H24 年度)							
新中津川市総合計画 (H17 年度～H26 年度)										
						中津川市人権施策推進指針				



第 2 章

施策の方向性

- 1 基本的な方向
- 2 人権施策の推進における課題と方向性
- 3 分野別施策における課題と方向性

1 基本的な方向

基本的な方向

この指針は、以下の4つの基本的な方向に沿って人権施策を推進することによって、基本理念である「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にす
るまち」の実現を図ります。

(1) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳や個性が尊敬され、個人が自己実現に挑戦することで、活気のある地域社会づくりに努めます。

(2) 誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会

性別や年齢、障がい、社会的身分、民族、国籍にかかわらず、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりに努めます。

(3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会

異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いが理解し合い、さまざまな市民とともに生活し、ともに地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりに努めます。

(4) 市民、企業、行政等がともに取組む人権尊重の地域社会

地域社会で生活する市民の人権に関する問題を、社会全体として取り組み、市民はもとより自治会、学校、企業、公共的団体、NPOなどとの連携・協働を通じて、行政と市民、団体、企業等が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会づくりに努めます。

2 人権施策の推進における課題と方向性

課題

(1) 人権教育

人権教育については、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、地域の実情等を踏まえながら、学校教育及び社会教育を通じて様々な取り組みが行われています。

本市においても、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、あらゆる分野において、様々な機会を通じて、人権教育に取り組んでいます。

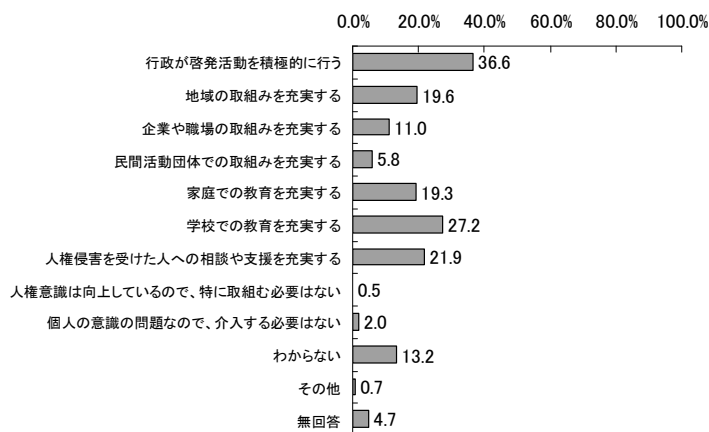
しかし、人間の尊厳や人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が十分定着していないことなどにより、依然として様々な人権問題が生じています。

人権意識調査結果をみると、人権意識を高めるための今後の取り組みについては、「行政が啓発活動を積極的に行う」が36.6%と最も多く、次いで「学校での教育を充実する」が27.2%などとなっています。

このようなことから、人権意識の向上に向けて、行政の積極的な啓発活動、学校教育の充実が求められており、特に中津川市においては、県に比べて、行政の積極的な啓発活動に対する要望が高く、対応が求められています。

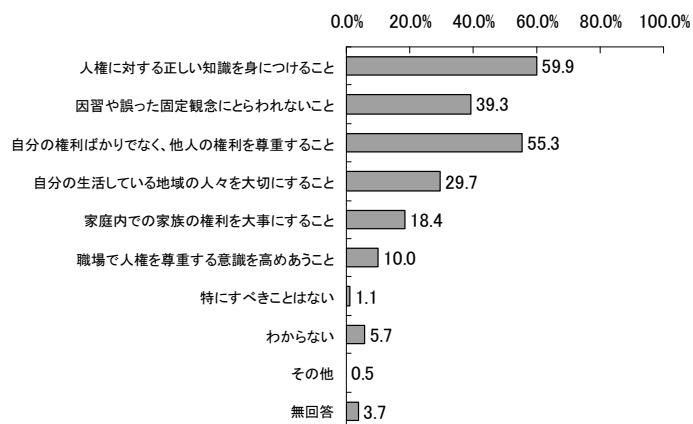
また、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについては、「人権に対する正しい知識を身につけること」が59.9%と最も多く、学校教育では、教育活動全体を通じて、社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を育むための教育を推進していく必要があります。さらに、社会教育においては、生涯学習の視点に立って、あらゆる機会において、人権に関する学習の機会の充実を図っていく必要があります。

図. 人権問題についての理解と人権意識を高めるための取り組み



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 人権を尊重しあうために心がけたり行動すべきこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

施策の方向性

① 就学前教育・学校教育における人権教育・保育の推進

○子どもの成長に応じた人権尊重意識を高めるための教育の充実

- (1) 幼稚園・小学校・中学校における「ひびきあいの日」を実施するなど、人間の尊厳を基本としながら、自己肯定感、自尊感情や豊かな感性を育て、他者とのかかわりを通じて自分を見つめ、違いを認め合い、ともに生きることなど人権問題を学ぶための基礎となる力を育てます。
- (2) 同和問題をはじめ高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権問題についての正しい理解・認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成するため、学校・園における人権教育・保育を推進します。
- (3) いじめについては、子どもたちが安心して相談できる環境の確保に努めるとともに、子どもたち自身がいじめは許されない行為なのだという認識を持つよう取り組みを図ります。

○人権教育推進のための保育士・教職員の指導力の向上

- (1) 各園・学校が人権の視点に立った保育・教育指導や学校運営に努めるとともに、研修などを通じて保育士・教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。
- (2) 保育士・教職員自身が子どもの人権を侵害することのないよう指導・対応を図ります。

② 社会教育における人権教育の推進

○人権に関する多様な学習機会の提供

- (1) 生涯学習の観点から、人権擁護委員協議会の活動や各種の学習機会を通して、市民一人ひとりが人権問題を正しく理解・認識し、自分自身の課題としてとらえ、人権尊重の精神を日常生活に具現していくように努めます。
- (2) 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携し、講演会の開催など学習機会を提供します。
- (3) 差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図り、教育・啓発活動を推進していくリーダーの育成に努めます。
- (4) 社会教育関係団体などの活動の活性化を図り、人権尊重の精神に貫かれた住みよいまちづくりに努めます。
- (5) 障がい者、同和地区、外国人などマイノリティに属する人たちと交流することによりお互いを理解し、認め合うことで心理的差別を解消することができます。社会教育関係団体などの活動の活性化を図り、人権尊重の精神に貫かれた住みよいまちづくりに努めます。

○社会教育活動を通じた家庭教育の支援

- (1) すべての教育の出発点は家庭であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切に
する心、善悪の判断など、人間形成の基礎を育む重要な役割が家庭教育にあります。保護者自身が偏見を持たず差別しないことなど、日常生活を通じて自らの姿を持って子どもに示していくことが重要であることから、保護者自身の人権感覚を育てる学習機会の充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。

○人権教育推進のための指導者の養成

- (1) 差別や偏見のない住みよいまちづくりを進めていくため、社会実態に応じた学習機会の工夫と充実を図り、人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成に努めます。

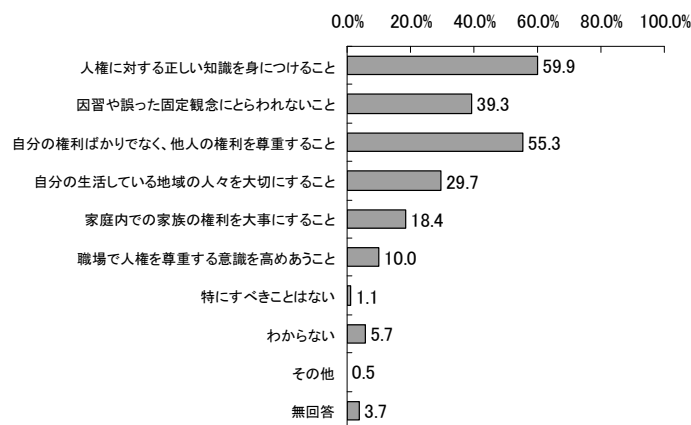
(2) 人権啓発

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等で人権教育を除いたものであり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようになることです。内容的には、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、生命の尊さ・大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを訴えかける啓発などが求められています。

人権意識調査結果をみると、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて、「人権に対する正しい知識を身につけること」が59.9%と最も多く、人権侵害に対する相談や救済について必要なことについては、「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を広く周知する」が46.2%と最も多く、次いで「人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う」が32.9%などとなっています。

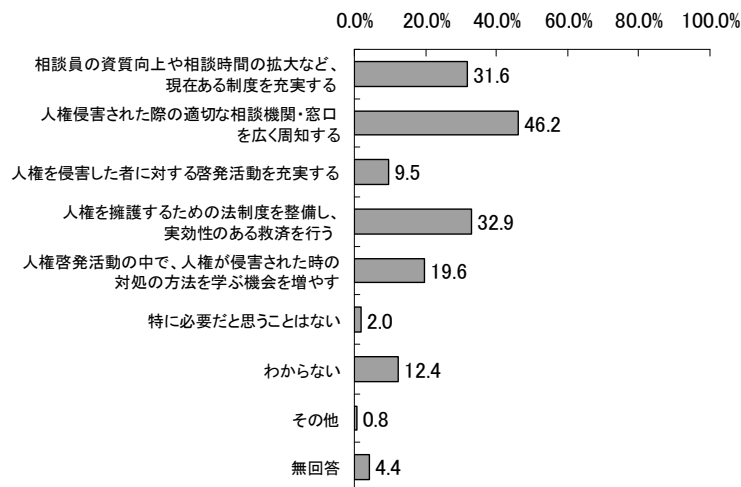
このようなことから、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを訴えかける啓発などが求められています。そのためには、講習会や研修会の機会を充実させ、人権教育・啓発の充実・強化を図る必要があり、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会による講演会などの周知と参加促進を図るとともに、地域のコミュニティ等と連携して、地域へも広く啓発していく必要があります。

図. 人権を尊重しあうために心がけたり行動すべきこと



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 人権侵害に対する相談や救済について必要なこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

施策の方向性

① 市民への啓発

○各種情報媒体を活用した啓発

(1) 人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報やホームページ、「みんなで築こう人権の世紀」などの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民に対して人権啓発を推進します。

○講演会・講座などによる啓発

(1) 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携し、人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。

② 企業などへの啓発

○企業・事業所に対する啓発の推進

(1) 地域や社会へ大きな影響力を持つ企業等においては、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に立った企業活動を行う意味から、計画的・継続的に事業主・公正採用選考人権啓発推進員などに対し、ハローワーク等の関係機関と連携し、研修会などへの参加を促進します。

(2) 企業等における人材の採用にあたっては、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るため、ハローワーク等と連携し、周知徹底に努めます。

○啓発資料の配布・情報提供

(1) 企業などにおける人権に対する啓発・研修に関する資料提供や、ビデオの貸し出し、講師紹介など積極的な支援に努めます。

(3) 人材育成

人権教育や啓発を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など）が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

このため、各種研修の機会を充実させ、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実・強化を図る必要があります。

① 各種研修の実施

- (1) 行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員、議員、人権・福祉関係団体、市の助成団体などは、それぞれの職場や活動の中で人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民の模範、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を養成できるよう研修内容の充実に努めます。
- (2) 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会、岐阜県人権啓発センターなど人権関係団体が行う各種研修や学習機会への参加を促進します。

② 個人情報保護に関する研修

- (1) 実際の情報管理については、職員一人ひとりの個人情報の重要性に関する自覚と認識が不可欠であることから、個人情報保護制度の周知徹底を図るため、職員研修をはじめとする啓発に努めます。



3 分野別施策における課題と方向性

課題

(1) 女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」というような男女の役割を固定的にとらえる意識が、社会的に根強く残っており、家庭や職場などで様々な差別を生む原因となっています。

家庭では、家事や育児、介護を女性だけに押しついたり、夫やパートナーが身体的、精神的、性的暴力を加えるなどのドメスティック・バイオレンスが問題となっています。さらに恋人間におけるデートDVも社会問題となっています。また、職場では、募集、採用、昇進などに関わる女性差別や、相手の嫌がる性的な言葉やふるまいによって仕事がしづらくなるセクシャル・ハラスメントも増えています。その他、女性に対するストーカー行為や性犯罪なども女性の人権問題として深刻な社会問題となっています。

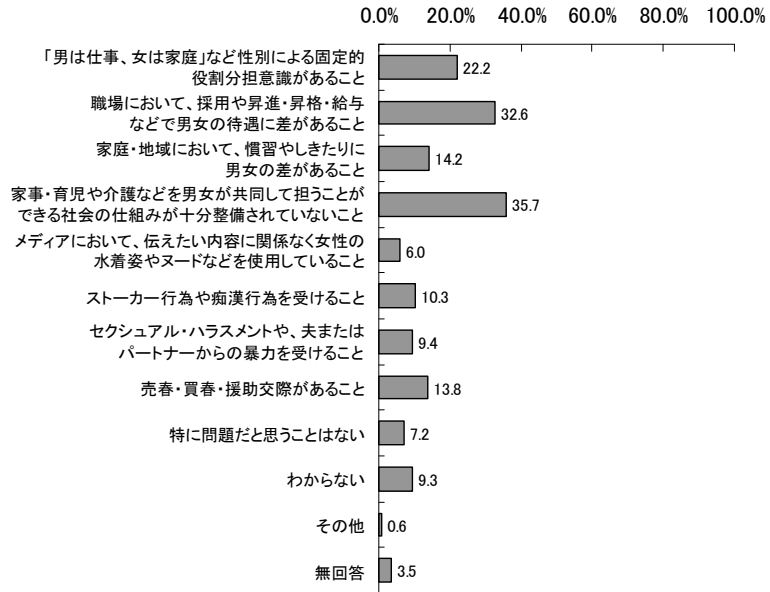
本市においては、「なかつがわ男女共同参画プラン（第3次）」（平成21年3月策定）を策定し、「認めあい・支えあい・まあるいこころ」を基本理念として掲げ、市民の誰もが、性別や年齢などに関わりなく、その個性と能力を十分発揮して、自分らしい生き方を楽しむことができる、活力ある中津川市をめざしています。

人権意識調査結果をみると、女性の人権問題で特に問題があると思うことについて、「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」が35.7%と最も多く、次いで「職場において、採用や昇進・昇格・給与などで男女の待遇に差があること」が32.6%、「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的役割分担意識があること」が22.2%などとなっています。また、女性の人権を守るために必要なことについては、「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」が39.5%と最も多く、次いで「職場において、採用や昇進・昇格などの男女の待遇の差をなくす」が26.8%などとなっています。

このようなことから、家庭と仕事の両立のための就労環境の整備とともに、家事・育児や介護などの男女共同に向けた社会整備が求められており、講演会や学習会について、より幅広い参加を得られる工夫が必要です。さらに、男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取り組みとともに、固定的な性別役割分担の意識を払拭することが必要です。

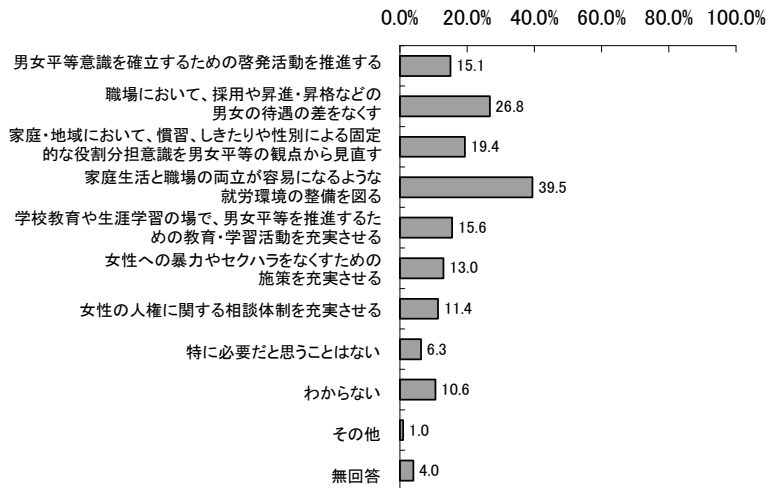
また、DVの被害者のケースワークを行い、適切な対応を検討する必要があります。

図. 女性の人権問題で特に問題があると思うこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 女性の人権を守るために必要なこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 男女共同参画社会実現のための意識改革・学習の推進

- (1) 男女の人権の尊重と男女共同参画が生活の中に定着するためには、男女それぞれの人権が正しく認識されなければなりません。そのため、人権講座の開催、啓発誌・パンフレットなどの充実と配布などにより、女性の人権尊重を啓発します。
- (2) 固定的な性別役割分担意識をなくすための各種セミナーや講座などの充実を図り、市民への啓発を促進します。
- (3) 保育園、幼稚園、学校では、PTA・保護者会活動において男女共同参画の視点にたった運営と事業の実施に努めます。

② 女性に対する暴力の防止

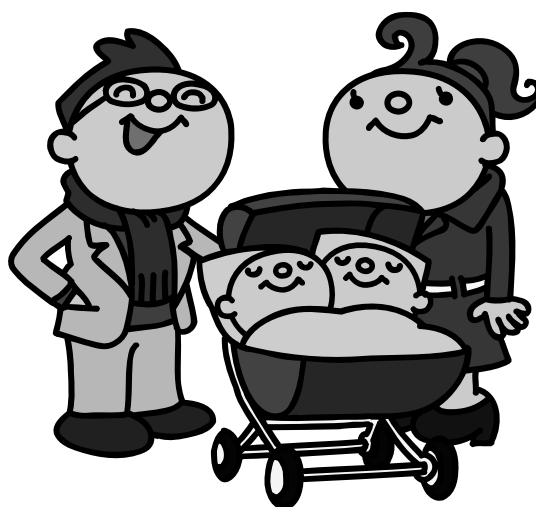
- (1) 男性の女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶のために、女性への暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実及び相談機関などの情報提供を行います。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの女性の人権に関する相談体制の充実及び被害者の支援や保護の充実を図ります。

③ 男女共同参画によるまちづくりの推進

- (1) 男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、男女共同参画懇話会を開催し、「なかつがわ男女共同参画プラン」の進捗状況と課題等の審議を行います。
- (2) 男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに組織の中核となるポストへの登用など女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。
- (3) 地域活動においては、自治会や各種団体などに対する男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動などの意思決定機関への女性参画の促進を図ります。

④ 男女が働きやすい環境づくりの推進

- (1) 女性の職業能力開発・就労継続への支援、女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援、仕事と家庭・地域生活の両立への啓発など、女性の人権が尊重され、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。
- (2) 女性の職業能力開発のための学習機会の充実や資格取得への情報提供、仕事と家事・育児の両立に向けた保育などの環境整備、再就職支援のためのセミナーや職業訓練・技術取得への情報提供などに努めます。
- (3) 仕事と家庭の両立ができる就業環境及び相談・支援体制の整備など情報提供の充実と社会啓発を図ります。
- (4) 雇用・労働の場における男女雇用機会均等の確保を図るため、関係機関との連携により、企業などに対して、法令・各種制度などの広報・啓発活動やセミナーの開催・充実などに努め、企業などへの働きかけを推進します。
- (5) ①就労による経済的な自立、②健康で豊かな生活のための時間の確保、③多様な生き方や働き方を選択といった男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、保育サービスの充実や企業、地域への働きかけなど、育児・介護などを行う家族を支える社会的基盤づくりの形成に努めます。



(2) 子どもの人権

子どもの人権については、昭和22年に「児童福祉法」、そして、昭和26年に「児童憲章」が制定され、平成元年(1989年)に国連で採択された「児童の権利に関する条約」においては、「子どもは特別な保護を受ける存在であるとともに、自ら権利を行使する主体者」として位置づけられており、平成6年にわが国は、この条約に批准しました。

しかし、近年の少子化や核家族化の進行、地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話の急速な普及などにより、子どもと家庭を取り巻く環境は著しく変化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめ、体罰などの人権侵害や不登校、引きこもりなどの子どもをめぐる問題が深刻化しています。

また、インターネットや携帯電話における児童ポルノの氾濫、出会い系サイトを通じた児童買春、誹謗・中傷などの書き込みによるいじめなどの問題も子どもの人権問題として深刻な社会問題となっています。

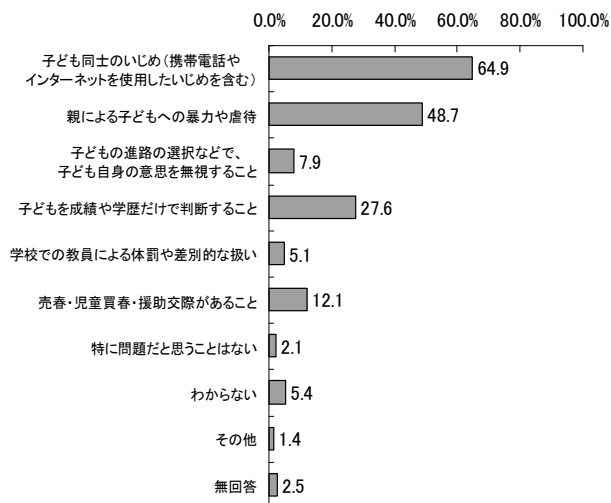
こうした状況において、国においては、「児童買春・児童ポルノ処罰法」・「児童虐待防止法」・「児童福祉法の一部改正」などの法整備が進められ、子どもを守り、成長を支える体制を整えています。

本市においては、子どもにかかわる権利が擁護され、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮するとともに、子どもが次代を担い、次代の親となるために心豊かな人間性を育み、自立して家庭を築くことができるよう子ども自らが育つ力を大切にしている取り組みの視点を踏まえ、「中津川市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」(平成22年3月策定)を策定し、一人の子どもが生まれ成長する過程の総合的な支援に取り組んでいます。

人権意識調査結果をみると、子どもの人権問題で特に問題があると思うことについては、「子ども同士のいじめ(携帯電話やインターネットを使用したいじめを含む)」が64.9%と最も多く、次いで「親による子どもへの暴力や虐待」が48.7%などとなっています。また、子どもの人権を守るために必要なことについては、「親の家庭でのしつけや教育力を向上させる」が40.3%と最も多く、次いで「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」が37.9%、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる」が30.5%などとなっています。

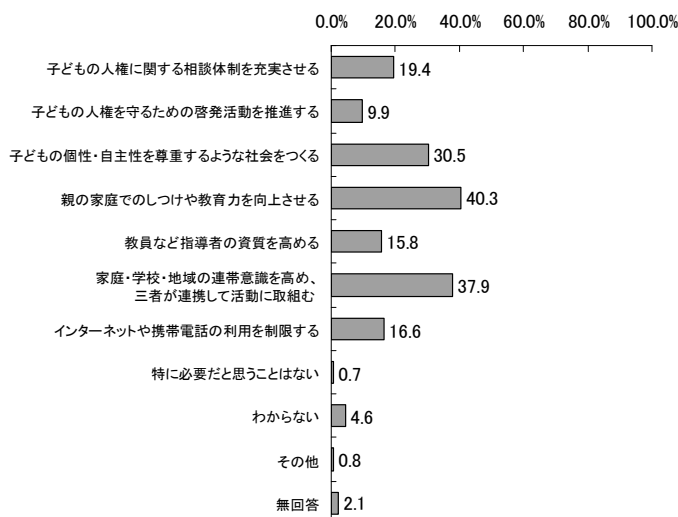
このようなことから、子どもに関して、子ども同士のいじめや子どもへの虐待に関する問題意識が高く、休日いじめ相談などの周知やいじめ調査に基づいたいじめ対策など家庭や学校・地域が連携した全体的な取り組みが必要です。また、社会環境の変化による養育能力低下に伴う問題も増加しており、地域の関係機関が連携して問題の早期対応への体制整備を構築する必要があります。さらに、中津川市要保護児童・DV防止対策地域協議会における実務者会議・個別ケース検討会議の開催など、児童虐待の相談・通告にきめ細やかに対応していく必要があります。

図. 子どもの人権問題で特に問題があると思うこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 子どもの人権を守るために必要なこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 子どもの人権を尊重する意識啓発

- (1) 子どもは、すべて子どもとしての権利を持ち、一人の個人として権利を行使する主体であることをさまざまな機会をとらえ、子ども自身や親、そして市民全体に対して意識啓発に努めます。
- (2) 『子どもの人権をみんなで考えよう』と題した資料を作成し、広報なかつがわを通して市内全戸に対して意識啓発に努めます。

② 児童虐待防止への取り組み

- (1) 市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための協力を働きかけ家庭児童相談の充実・強化を図ります。
- (2) 保健・医療・福祉・学校など関係機関の連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、さらに被虐待児童の適切な保護に至るまでの総合的、組織的な体制を推進します。
- (3) 「中津川市要保護児童・DV 防止対策地域協議会」を中心として、児童虐待予防のためのセーフティネットとしてきめ細かな取り組みを強化します。

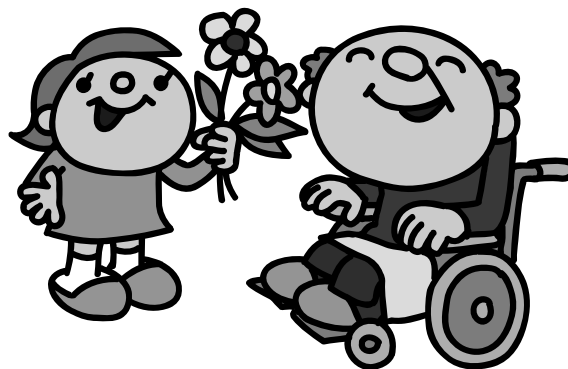
③ いじめや不登校などへの対応

- (1) 休日いじめ相談の開催など、さまざまな相談機会の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。
- (2) いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期解決に向けて適切な対応ができるようスクールカウンセラーなどの校内教育相談機能の充実を図るとともに、家庭・学校・各種相談窓口・専門機関の相互の連携体制強化に努めます。
- (3) 児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるよう教職員・相談員の力量を上げるための研修の充実を図ります。
- (4) 「中津川市安全安心まちづくり推進市民会議」の部会のひとつとして、「いじめ対策部会」を開催し、児童生徒のいじめ防止について、対策を検討・協議します。

④ 家庭や地域社会での青少年健全育成

子どもが豊かな人間性を身につけ健やかに育つためには、地域ぐるみの子育て支援、子どもの生きる力の育成、安心・安全な子育て環境の整備が必要です。

- (1) 子育て中の親と子どもたちが集まり交流や育児相談ができる場を子育て支援センターを中心に、つどいの広場などの充実を図ります。
- (2) 子育てサークルの支援やリーダーの育成を推進します。
- (3) 地域や学校、関係機関・団体、ボランティアなどが連携を強化して、子育て支援組織の育成、世代間交流や社会参加活動を通じて子どもの健全育成に努め、地域ぐるみで子育てをする社会を推進します。
- (4) P T Aに地域住民（Community）が加わった、「親と教師と地域住民の会」P T C Aによる、地域の子どもは地域で育てる「共育」を進めます。



(3) 高齢者の人権

わが国における高齢化の現状は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、5人に1人が高齢者（65歳以上）となっています。本市においても、平成17年国勢調査において、高齢化率は25.2%となっており、同様に高齢化が進んでいます。

また、社会の中における高齢者に対する尊敬の念や感謝の心が稀薄になってきたことや、核家族化が進む中で、独居や夫婦二人だけの高齢者世帯が増えていることなど、生活環境は大きく変化しているとともに、年々介護を必要とする高齢者の方が増えています。

こうした状況の中で、高齢者に対する身体的・心理的・性的・経済的な虐待や介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺などの事件が後を絶たず、高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。

また、高齢者の方は人生において、様々な知識や経験を得ていますが、加齢による衰えなどから、「役に立たない」と思われ、生きがいを持って社会で活躍することが難しい環境となっています。

国においては、こうした高齢化に対応するため「高齢社会対策基本法」・「介護保険法」・「高齢者雇用安定法の一部改正」・「高齢者虐待防止法」などの法整備が進められ、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に向けて、諸施策を講じています。

本市においては、「安心できる温かい福祉のまちをつくります。」「高齢者が住み慣れたまちで、健康で、生きがいをもって、いつまでも安心して尊厳を持ち、自立した暮らしができる社会をめざします。」を計画の理念として「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成21年3月策定）を策定し、高齢者施策に取り組んでいます。

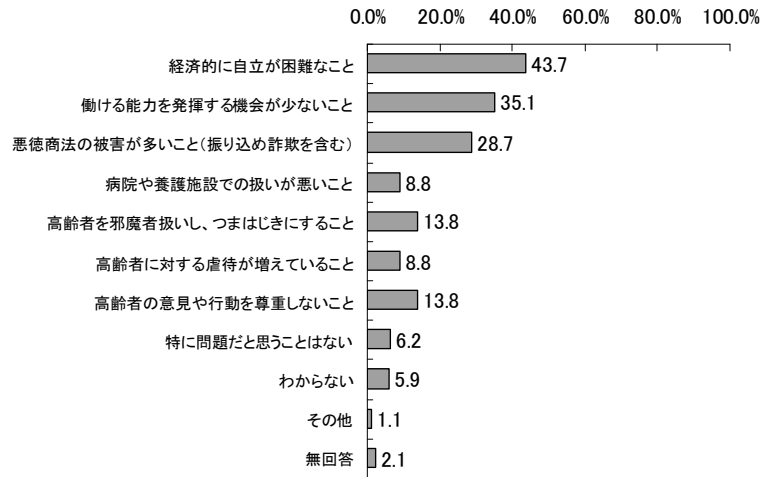
人権意識調査結果をみると、高齢者の人権問題で特に問題があると思うことについては、「経済的に自立が困難なこと」が43.7%と最も多く、次いで「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が35.1%などとなっています。岐阜県の調査結果では、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」が51.8%、「経済的に自立が困難なこと」が49.2%となっており、県に比べて、経済的な問題と働ける能力を発揮する機会についてが逆転しています。このことから、本市の場合は、経済的な問題が大きいことがうかがわれます。

また、高齢者の人権を守るのに必要なことについては、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実し、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」が60.5%と最も多く、次いで「高齢者が経験を生かして働ける機会を確保する」が31.6%、「高齢者が知識や経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす」が22.8%などとなっています。

このようなことから、高齢者がいきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会や福祉サービスを充実するとともに、高齢者の人権に関する広報・啓発活動を充実することが強く求められています。

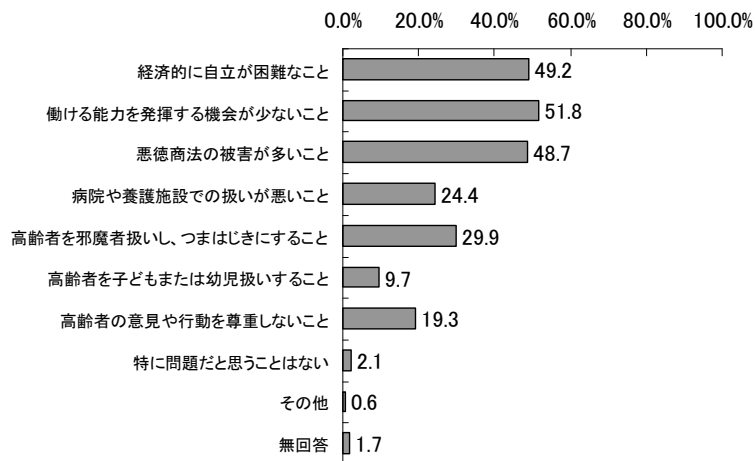
また、高齢者虐待に関して、一般住民対象にした高齢者虐待防止講演会などの啓発活動が必要です。さらに、高齢者虐待防止ネットワークの構築や高齢者虐待防止マニュアルの整備が必要です。

図. 高齢者の人権問題で特に問題があると思うこと



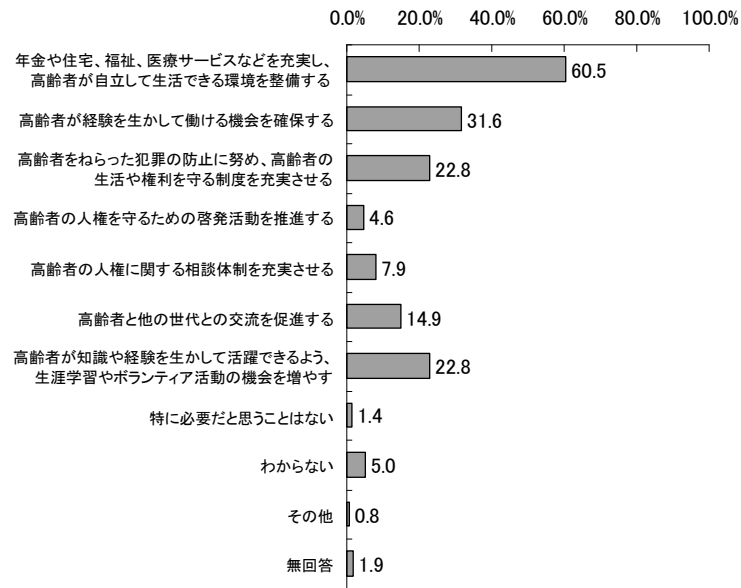
出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 高齢者の人権について（岐阜県の調査結果）



出典：H19 年度 人権に関する県民意識調査

図. 高齢者の人権を守るのに必要なこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

施策の方向性

① 自立・生きがいつくりへの支援

- (1) 高齢者が自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域・学習活動への参加支援、就労機会の確保など自立・生きがいつくりへの支援に努めます。
- (2) 高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、シルバー人材センターの運営を促進するとともに、情報提供の充実を図り、高齢者の就労対策を推進します。
- (3) 年金開始年齢の引き上げの中、高齢者の生活維持のための収入を確保するため、企業・事業所に対して定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、高齢者の再就職の促進などについて啓発を推進します。
- (4) 高齢者のさまざまな団体やグループなどの活動支援や社会教育施設・社会福祉施設・老人福祉センターなどでのサークルや講座、スポーツ教室など活動の場の充実を図り、高齢者の生きがいつくりを推進します。
- (5) 高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮した住宅などの整備や、公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

② 高齢者虐待などへの対応

- (1) 市民に対して、高齢者虐待防止講演会の開催など、高齢者虐待防止についての啓発を図るとともに、早期発見のための働きかけをします。
- (2) 相談窓口を充実させるとともに、早期発見・早期対応に向けて情報の共有化を図り、関係機関のネットワークの強化を進めます。
- (3) 高齢者に対する悪徳商法や振り込め詐欺などについても、広報などでの周知や講座などの学習機会を利用して被害防止の啓発を図るとともに、関係機関と連携し、被害防止及び早期対応を図ります。

③ 福祉・介護サービスの充実

- (1) 高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉・介護サービスの充実を図ります。
- (2) 何らかの支援を必要とするひとり暮らし高齢者などに対して、各種生活支援サービスを提供するとともに、認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために「成年後見制度」・「日常生活支援事業」の利用促進に努めます。
- (3) 介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう介護サービス基盤の計画的な整備を進めます。
- (4) 人権尊重の視点に立った質の高い介護サービスの確立と向上に努めるため、介護に携わる人へ人権研修などに参加するよう啓発します。



（４）障がい者の人権

障がいのある人への人権については、「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「ノーマライゼーション」（制度や建物の設備・構造を障がい者に配慮したものにする）を基本理念として障がい者施策を進めてきました。

しかし、現実には、障がいのある人に対する理解や配慮は十分でなく、その結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれており、ノーマライゼーションの理念が完全に実現されているとはいえない状態にあります。

ノーマライゼーションを実現するためには、取り除かなければならない障壁（バリア）があり、道路の段差、駅・建物等のエレベーターの不備などの目に見えるバリアばかりでなく、障がいのある人に対する偏見・差別意識など目に見えないバリアがあります。

また、暴行や虐待、預金などの搾取、不要な契約への勧誘などの人権侵害の被害者になりやすいことも問題としてあげられます。

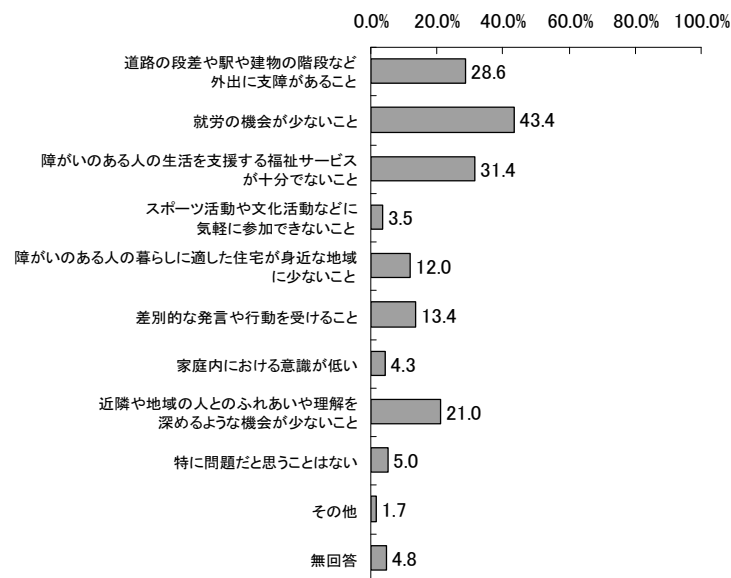
国においては、平成 14 年に新しい「障害者基本計画」を策定し、その後、「障害者基本法の一部改正」・「発達障害者支援法」・「障害者自立支援法」・「障害者雇用促進法の一部改正」などの法整備が進められ、ノーマライゼーションの実現に向けて、更なる障がい者施策への取り組みを行っています。

本市においては、「障害者が住み慣れた地域で、それぞれのライフステージにあった生活を実現します」、「ノーマライゼーションの考えに沿った『共生社会』を実現します」、「障害者施策は『狭く・深く』の考えのもとに行います」を計画の理念として「中津川市障害者福祉計画」（平成 18 年 3 月）を策定し、障がい者施策に取り組んでいます。

人権意識調査結果をみると、障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うことについては、「就労の機会が少ないこと」が 43.4%と最も多く、次いで「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が 31.4%などとなっており、特に 40 歳代、50 歳代で「就労の機会が少ないこと」を指摘する人が 50%を超えています。また、障がいのある人の人権を守るのに必要なことについては、「障がいのある人の就労機会を確保する」が 39.2%と最も多く、次いで「障がいのある人が必要とする福祉サービスを拡充する」が 38.7%、「障がいのある人が安心して外出できるよう、建物の設備や公共交通機関を改善する」が 38.5%などとなっています。

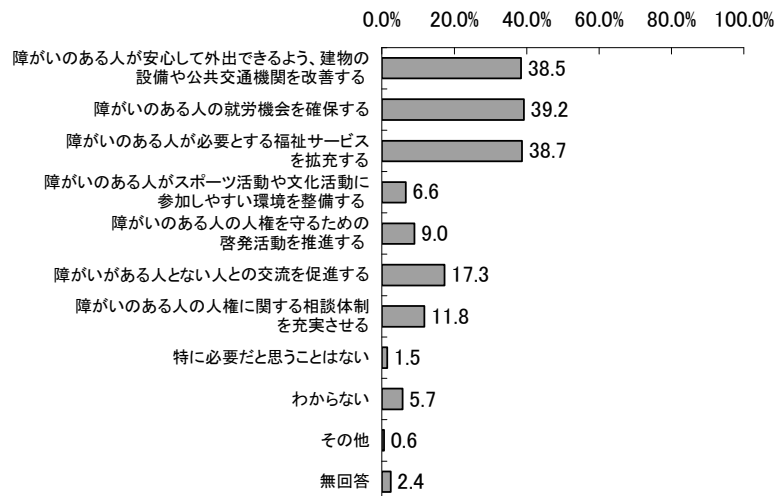
経済的に低迷する中で、障がいのある人の就業機会の確保が大きな課題となっており、その背景として、障がいに対する理解の不足や偏見なども要因として考えられます。また、障がいのある人の人権を守るために必要なこととして、外出すること、働くこと、日常生活を送ることの保障が重要視されています。さらに、障がいのある人が、地域社会の中で安心して生活し、社会の一員として自立していくため、働ける場所や機会の充実や、建物や道路等のバリアフリー化等のハード面の整備や保健・福祉サービス等のソフト面の充実が求められます。さらに、障がいや障がいのある人への理解の促進や、障がいのある人を社会の構成員として包み込んでいく、ソーシャル・インクルージョンを目指した意識啓発を図ることが重要です。

図. 障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 障がいのある人の人権を守るために必要なこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 障がいに対する理解の促進

- (1) 障がいのある人に対する総合的な理解を図るため、広報やホームページなどを活用し、障がいに対しての理解の啓発を図るとともに、ボランティア活動に携わる人材の育成や活用を図ります。
- (2) 障がいのある人及びその家族などが組織する団体の活動について支援を行います。
- (3) 学校教育、社会教育においては、障がいに対する理解を深めるため、交流、福祉・介護などのボランティア体験活動などの充実を図り、福祉教育を推進します。

② 雇用・就労の支援

- (1) 雇用・就労は、障がいのある人の社会参加や自立のためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障がいのある人の特性に応じた職種、職域の拡大、及び障がいのある人が能力に応じた適切な職業に従事することができるように、雇用の促進を図るとともに、障がいのある人が円滑に、継続して就労できるように関係機関と連携して支援します。

③ 社会参加の促進

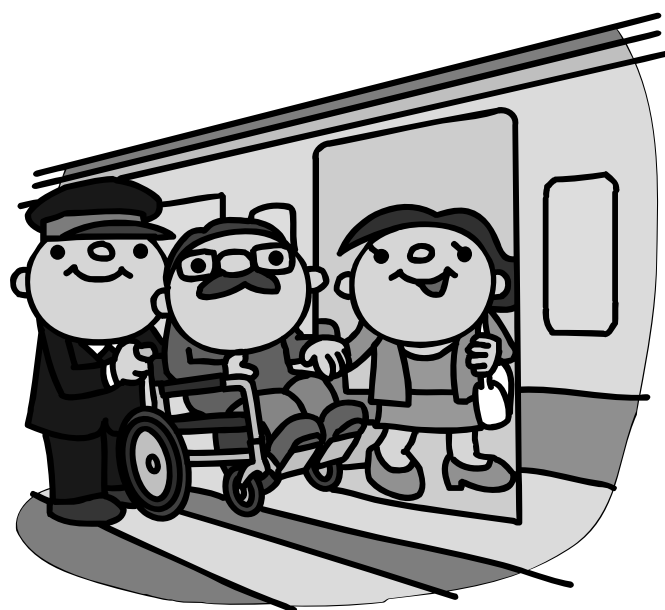
- (1) スポーツ・レクリエーション活動においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できる障がい者スポーツ教室の開催・参加を支援します。
- (2) 障がいのある人への社会参加・学習機会の提供を支援するため、手話通訳などの派遣、声の広報・点字広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実などに向けて支援していきます。

④ 福祉サービスの充実

- (1) 障がいのある人が地域でいきいきと生活するための自立支援として、障がい福祉サービスの充実を図ります。
- (2) 判断能力が十分でない障がいのある人の権利擁護のために「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めます。
- (3) 発達障がいのある人など、障害者手帳などを持たない人に対する継続的な支援の施策を図ります。

⑤ 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

- (1) だれもが住み慣れた地域の中で安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮した住宅などの整備や、公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。



(5) 同和問題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分差別により、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることやその場所に住んでいる事を理由に、長い間、経済的・社会的・文化的に低位の状態を強いられ、また、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなど、日常生活の上で様々な差別を受けるという日本固有の人権問題です。

この問題を解決するために、昭和44年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、人権問題の根本原因である同和問題の解消に向けて、諸施策を講じてきました。

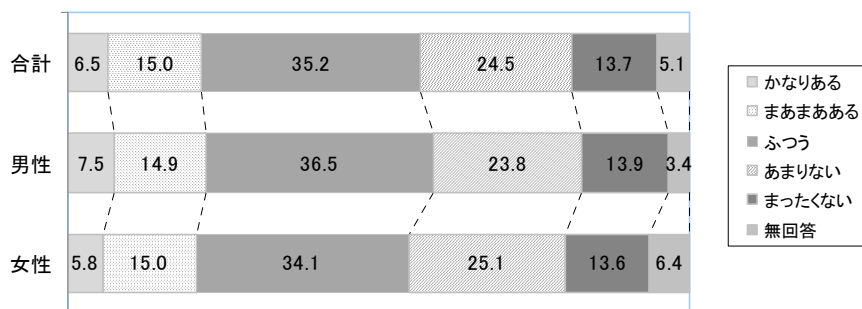
その結果、同和地区の劣悪な環境をはじめとする住環境の整備は着実に成果を上げ、同和地区と他の地域との格差は大きく改善されました。

こうした取り組みにより、今日、同和問題は解決されたかに見えますが、現実には結婚問題をはじめとする様々な心理的差別が後を絶たず、むしろ、今日では、インターネット上の差別事象などが拡大傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

人権意識調査結果をみると、同和問題について、関心がある人は21.5%、関心がない人は38.2%となっており、市内に同和地区があると思う人が4.3%となっています。また、同和問題で特に問題があると思うことについては、「わからない」が39.0%と最も多くなっています。

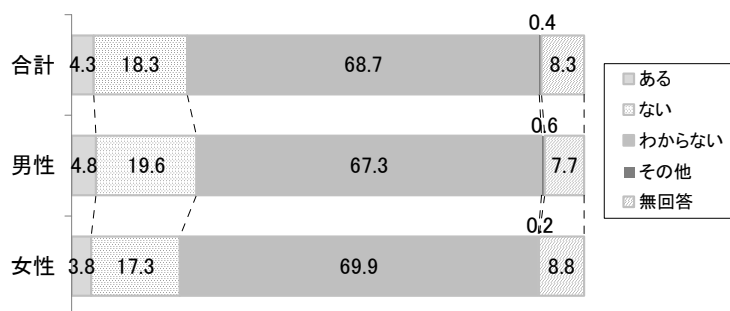
このようなことから、同和問題に対しては、比較的関心が少なく、同和問題についての理解や認識を広めることが必要であります。

図. 同和問題（部落差別）への関心度



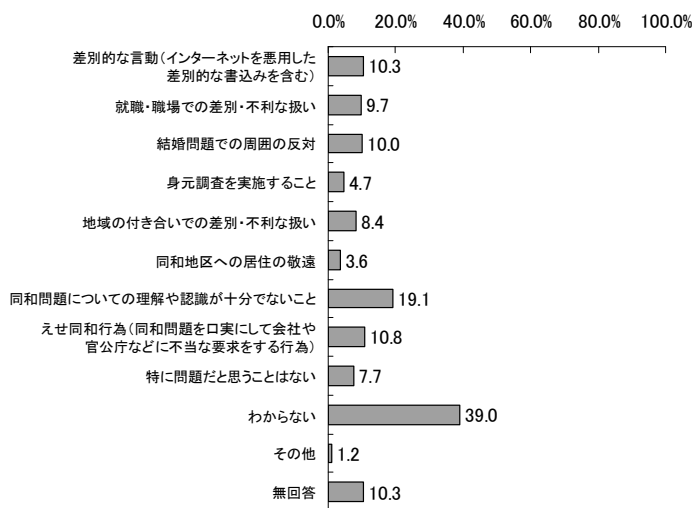
出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. あなたは、中津川市内に同和地区があると思いますか



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 同和問題で特に問題があると思うこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 人権・同和教育の推進

- (1) 学校教育では、人権感覚を育む学習内容・指導方法の改善・充実に努め、同和問題をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進します。
- (2) 教職員に対する人権・同和教育研修の実施、充実に努めます。
- (3) 社会教育では、同和問題をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起するとともに、社会教育施設などにおいて実施する事業の充実に努めます。

② 啓発の推進

- (1) 同和問題についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決をめざして、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を充実します。
- (2) 広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会などの開催、啓発パンフレットなどの配布などさまざまな手法により効果的な啓発活動に努めます。
- (3) 地域をはじめ企業・事業所や公共性の高い組織などに人権に関する講演会・研修会などへの参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

③ 「えせ同和行為」の排除

- (1) 官公庁や企業・事業所などに対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と遭遇した場合に適切な対応がなされるよう、広報・啓発パンフレットなどを活用した啓発を図ります。

④ 人権侵害事案への対応

- (1) 同和問題を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の差別落書きなど、悪質な事案が発生しており、こうした人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、国の機関・県・市ならびに関係機関・団体などとの相互の連携・協力を図ります。

（６）外国人の人権

国際化時代を反映して、日本国内で生活する外国人は年々増加しており、本市においても、平成 20 年 3 月末日現在で 1,104 人（中国人：464 人、ブラジル人：207 人など）の外国人市民が生活しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

日本国憲法が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象と解されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

しかし、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否、公衆浴場への入浴拒否などの人権問題が発生していることや一部の外国人の不法就労や犯罪などで、市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。

また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

人権意識調査結果をみると、外国人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」が 33.5%と最も多くなっています。また、外国人の人権を守るために必要なことについては、「外国の人のための適正な就労の場や賃金・労働条件の平等を確保する」が 29.3%と最も多く、次いで「外国の人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」が 26.9%などとなっています。

このようなことから、日本語学習の機会の充実など、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重しあえる意識を育てていくことができる環境をつくっていく必要があります。

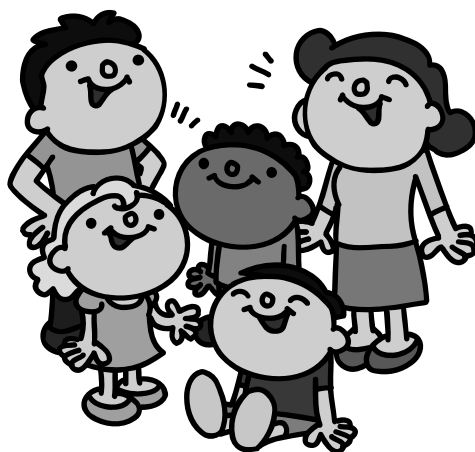
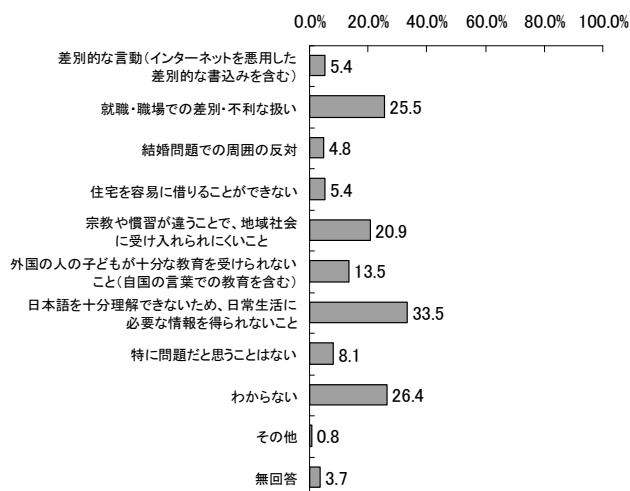
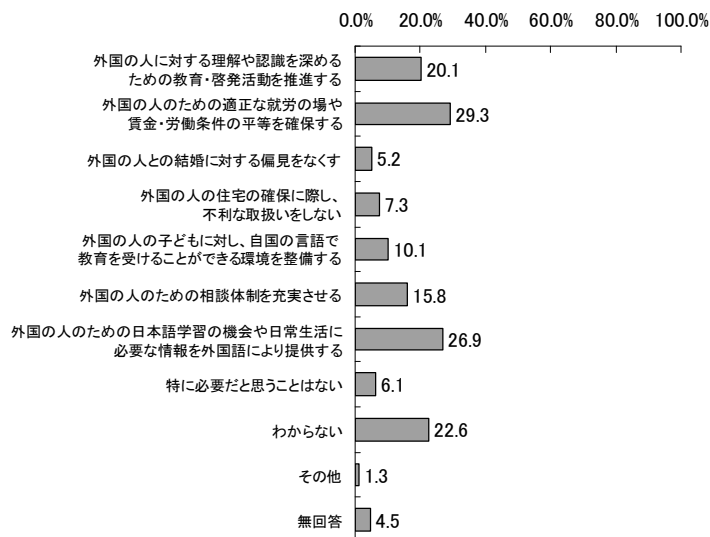


図. 外国の人たちの人権問題で特に問題があると思うこと



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 外国の人たちの人権を守るために必要なこと



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 啓発と交流機会の充実

- (1) 文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、市民や企業・事業所、団体などを対象に多文化共生の地域づくりについて啓発を行うとともに、言語や国籍の違いを超えた市民の交流拠点を確保するなど、市民同士の交流活動を支援します。
- (2) 小中学校においては、多文化共生の視点に立った国際理解教育を、保護者、市民の理解を得られる内容で推進します。
- (3) 市内に滞在・在住する外国人が日本の文化・習慣を理解し、さまざまな地域活動へ参加ができるように情報提供、啓発を積極的に進めます。

② 在住外国人への生活支援の充実

- (1) 多様な言語による住宅や就労、医療、保健、福祉、防災などの生活・行政に関する情報提供及び相談機能の充実、職員の語学研修機会の拡大を図るなど、在住外国人が安心して快適な生活が送れるよう生活支援の充実に努めます。

③ 国際交流の推進

- (1) 国際協会と連携しながら、多様な交流事業の運営や企画を進めます。
- (2) 国際理解のための生涯学習講座や市民国際交流事業、姉妹都市友好推進事業、市内に滞在・在住する外国人との交流活動などを通じて、外国語教育や国際理解教育の一層の充実を図ります。

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患で、HIVの感染経路は限られており、非常に感染しにくいウィルスで、日常的な接触では感染しないことがわかっています。

しかし、当初、簡単に感染し発病すれば死亡するといった誤った知識が広がったことで、HIV感染者に対する偏見や差別意識は未だに根強く存在し、正しい知識や理解の不足から就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求、医療現場における診療拒否など社会生活の様々な場面で人権問題となっています。

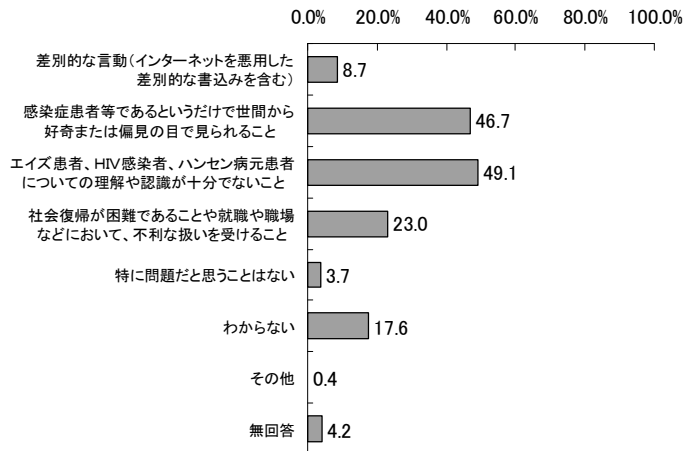
ハンセン病については、らい菌による慢性の感染症です。感染力は非常に弱く、感染したとしても発病することはごく稀です。また、現在では、治療法も確立されており、発病した場合であっても、適切な治療により後遺症もなく治癒します。

しかし、長年に渡り行われてきた療養所への強制隔離政策や病気に対する誤った知識により、近年においてもハンセン病元患者に対する宿泊拒否や嫌がらせなどの人権問題が発生しました。また、療養所入所者の多くが、長い間の隔離により家族や親族との関係を絶たれていたり、高齢化や病気が完治した後も障害が残っていることにより、療養所に残らざるを得ず、社会復帰が非常に困難な状況にあります。

人権意識調査結果をみると、感染症患者の人権問題で特に問題があると思うことについては、「エイズ患者、HIV感染者、ハンセン病元患者についての理解や認識が十分でないこと」が49.1%と最も多く、次いで「感染症患者等であるというだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」が46.7%などとなっています。また、感染症患者等の人権を守るのに必要なことについては、「感染症に対する理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」が46.6%と最も多くなっています。

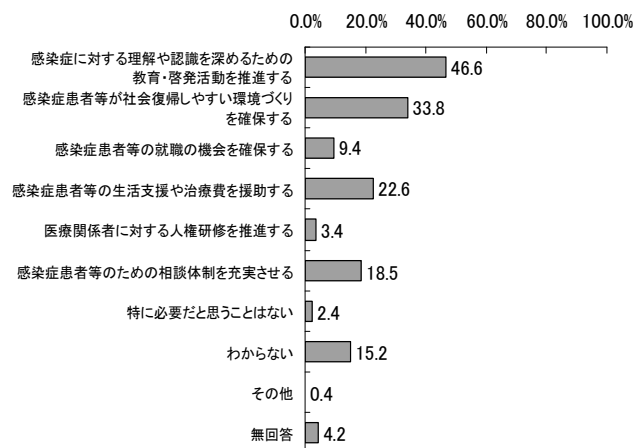
このようなことから、感染症に対する理解や認識が不足しており、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見・差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動が必要とされています。

図. 感染症患者等の人権問題で特に問題があると思うこと



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 感染症患者等の人権を守るために必要なこと



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

施策の方向性

① 啓発の推進

(1) HIV感染症やハンセン病、その他の疾病についての偏見や差別をなくす正しい知識や理解の普及啓発を図るため、正しい情報の提供や正しい理解と認識を深める教育・啓発を推進します。

(8) 刑を終えて出所した人の人権

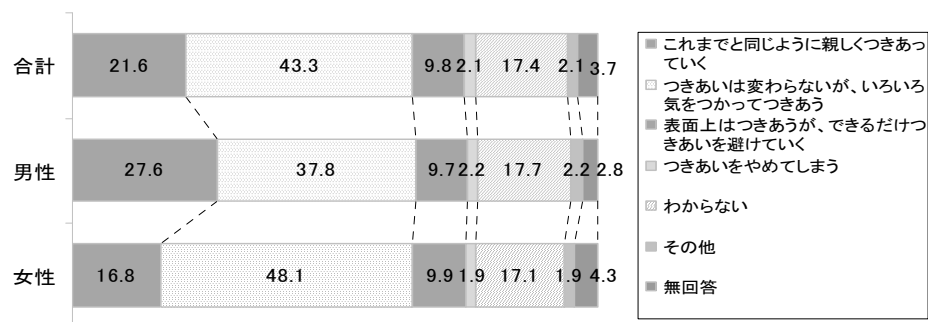
刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対して、あるいは、当人のみならずその家族に対しても根強い偏見や差別があります。本人に更生の意欲があるにもかかわらず、就職や居住等を選ぶ自由さえ奪われ、時には親戚等からも支援が受けられないなど、社会復帰の機会から排除され、生活に行き詰まる場合があります。このように、立ち直りをめざす人たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

また、社会に復帰する努力を重ねても、前歴についてのうわさが流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりする場合も少なくありません。

人権意識調査結果をみると、刑を終えて出所した人への態度については、「つきあいは変わらないが、いろいろ気をつけてつきあう」が最も多く43.3%、次いで「これまでと同じように親しくつきあう」が21.6%などとなっています。また、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについては、「刑を終えて出所した人が社会復帰しやすい環境づくりを確保する」が35.7%などとなっています。

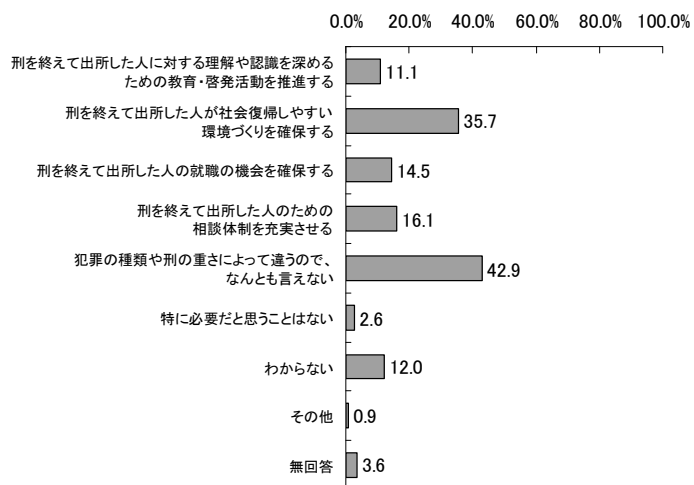
このようなことから、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むため、出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動、社会復帰しやすい環境づくりが必要です。

図. 日頃から親しくつきあっている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人であるとわかったとき、どうしますか。



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと

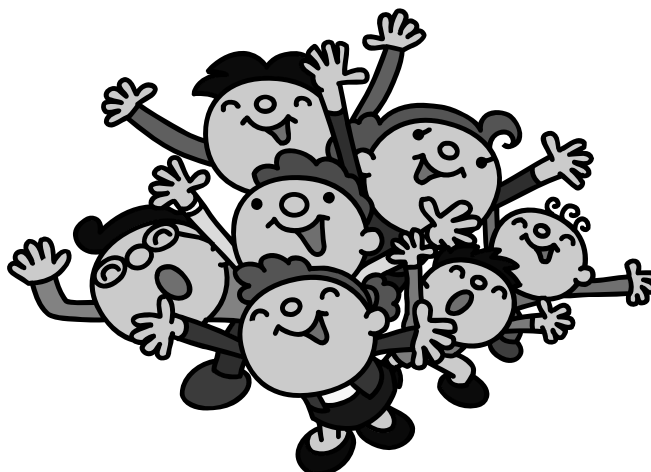


出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

施策の方向性

① 啓発の推進

- (1) プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識をなくすために、関係機関等と連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。
- (2) 保護司会等との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動」等において啓発活動を推進します。



(9) 犯罪被害者等の人権

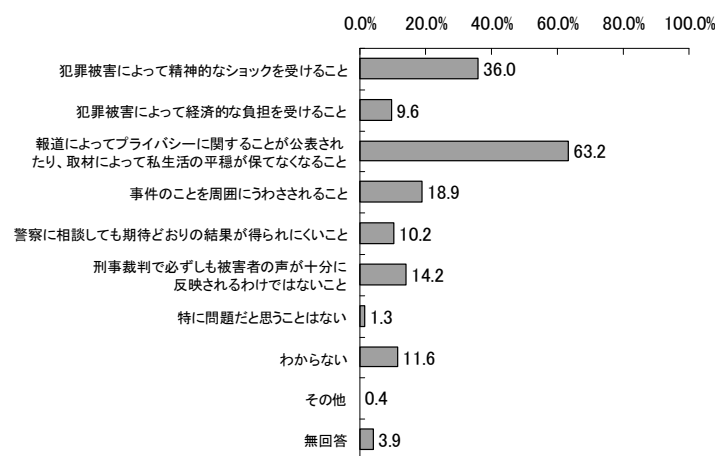
近年、犯罪被害者等をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やプライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があり、犯罪被害者やその家族等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。

こうしたことから、国においては、平成17年4月に犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する「犯罪被害者等基本法」が施行され、同年12月には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

人権意識調査結果をみると、犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があると思うことについては、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」が63.2%と最も多く、次いで「犯罪被害によって精神的なショックを受けること」が36.0%などとなっています。また、犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについては、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮した報道や取材を行う」が48.0%と最も多く、次いで「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」が32.1%、「捜査や刑事裁判において、犯罪被害者等に配慮した施策を講じる」が25.1%などとなっています。

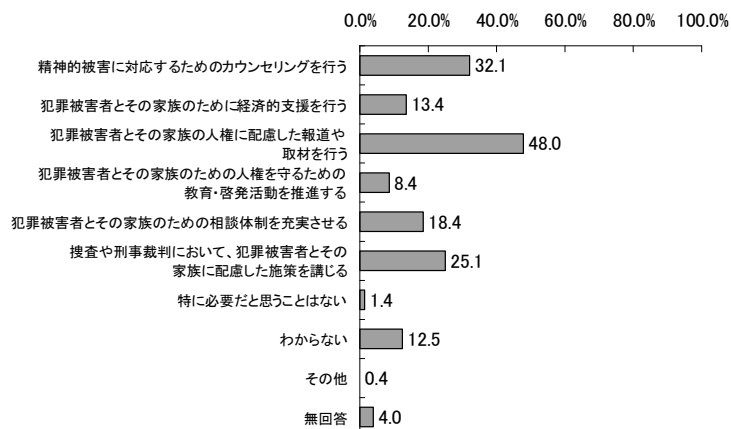
犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースは様々であり、被害者の人権を尊重し、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が重要です。

図. 犯罪被害者とその家族の人権問題で特に問題があると思うこと



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

施策の方向性

① 啓発の推進

- (1) 犯罪被害者やその家族等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。
- (2) 犯罪被害者等への相談・支援業務を行っている専門機関・関係機関等の情報を提供します。

(10) インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗・中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

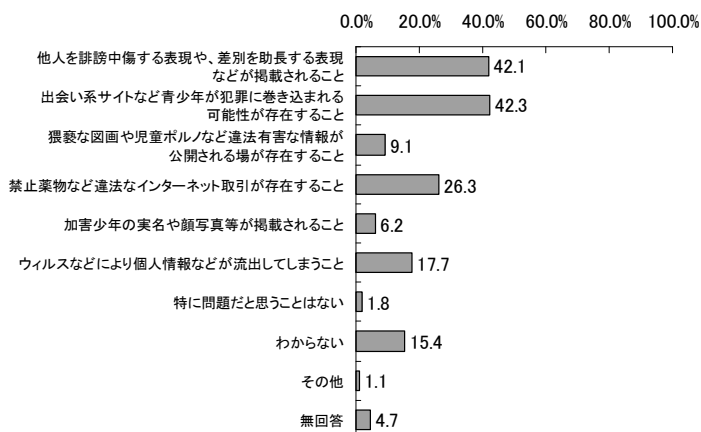
こうした状況を考慮し、国は、平成 14 年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、ホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとし、また、平成 17 年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示すなど、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

しかしながら、様々な人権差別に関する書き込みなど、インターネットを通じた人権侵害は依然としてなくなりません。さらに、有料サイトなどの利用にあたって、トラブルや詐欺の被害に巻き込まれることもあります。

人権意識調査結果をみると、インターネットによる人権侵害の問題で特に問題があると思うことについては、「出会い系サイトなど青少年が犯罪に巻き込まれる可能性が存在すること」が 42.3%と最も多く、次いで「他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などが掲載されること」が 42.1%などとなっています。また、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことについては、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」が 40.2%と最も多く、次いで「インターネットにより、人権侵害や犯罪の発生を防止するための法制度等に関する周知啓発活動を推進する」が 39.3%などとなっています。

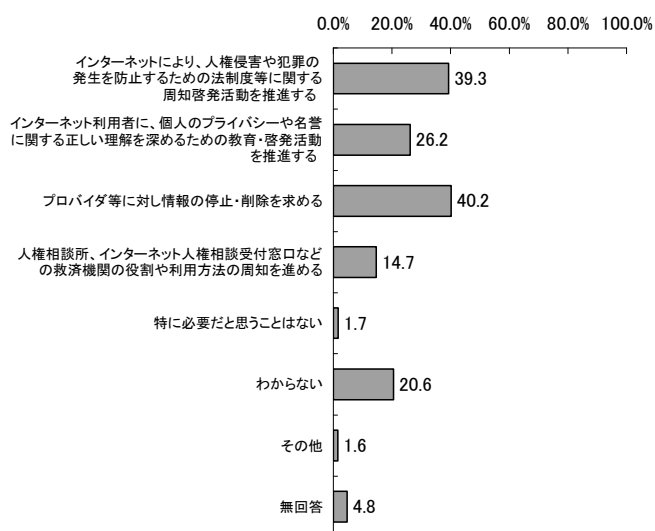
このようなことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

図. インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

図. インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

施策の方向性

① 啓発の推進

(1) 個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解の促進を図ります。

② 関係機関との連携による対応

(1) インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ確な対応に努めます。

(11) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の豊かな文化を育んできました。

しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治政府の「北海道開拓」の過程における同化政策により、伝統的な生活や生産の手段を失い、近年に至るまで、他の人々との生活上の較差が存在し、結婚や就職等においても多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語を話せる人も高齢化が進む中で極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつあります。

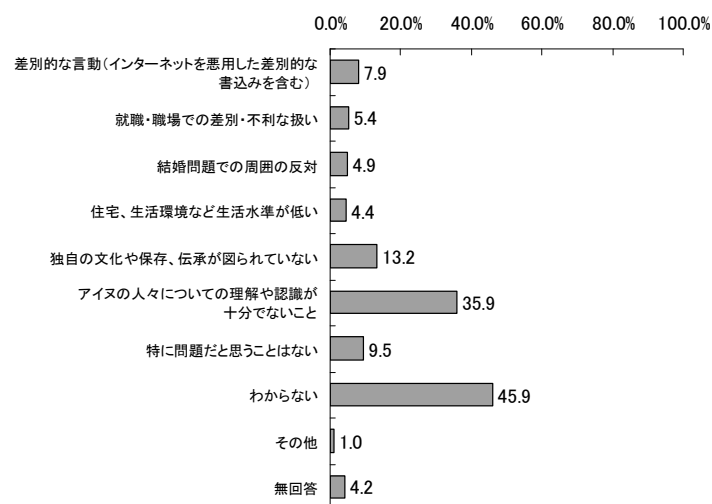
このようなアイヌの人々の置かれている現状を踏まえ、平成 9 年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ新法）」が制定され、アイヌの人々が、民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るための施策が行われるようになりました。

この法律に基づき、アイヌに関する研究や、アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、結婚や就職等における差別などの問題は依然として存在しています。

人権意識調査結果をみると、アイヌの人々たちの人権問題で特に問題があると思うことについて、「わからない」が 45.9%と最も多く、次いで「アイヌの人々についての理解や認識が十分でないこと」が 35.9%などとなっています。

このようなことから、アイヌの人々の歴史や文化、伝統及び現状について理解を深めるための啓発活動が必要です。

図. アイヌの人々たちの人権問題で特に問題があると思うこと



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 啓発の推進

- (1) アイヌの歴史や文化、生活習慣や現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発活動の推進に努めます。



(12) ホームレスの人権

失業や家庭問題など様々な要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられているホームレスの人たちがいます。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。

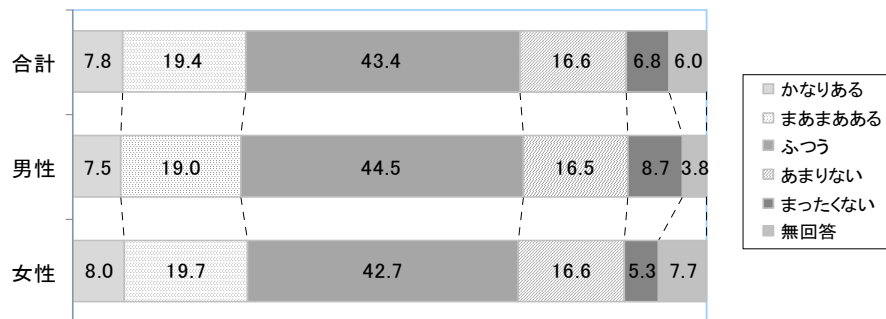
また、野宿生活者と地域社会との間にあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。

このような状況において、平成14年には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）」が施行されました。地域社会との協力のもと、職業能力の開発などによる就業機会や安定した居住空間、保健医療の確保などの施策を通して、ホームレスの自立を促進していくことや、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などについて定めています。

人権意識調査結果をみると、ホームレスの人への偏見や差別について、関心がある人は、27.2%となっています。

市民が正しい認識を持ち、理解を深める啓発活動が重要です。

図. ホームレスの人への偏見や差別についての関心度



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 啓発の推進

(1) ホームレスの自立を図るための様々な取り組みが行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの人権問題も発生しています。そのような中で、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進します。

(13) 性的指向における少数者の人権

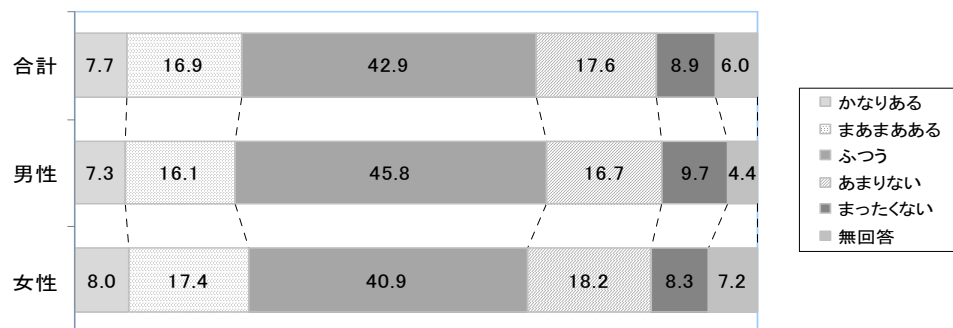
性的指向とは、人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向う両性愛（バイセクシャル）を指しますが、同性愛者・両性愛者の人々は、少数者であるがために正常と思われず、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

こうした偏見や差別を生む要因については、性的指向における少数者が社会的に認知されていないことや、一部の興味本位なマスコミの扱いなどによって誤解や偏見にさらされ続けていることなど、また、従来の性の基準とは異なる性の有り様に対する根強い偏見や差別などが考えられます。

人権意識調査結果をみると、性的指向の異なる人への偏見や差別について、関心がある人は、24.6%となっています。

性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、依然、偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を行う必要があります。

図. 性的指向の異なる人への偏見や差別についての関心度



出典：H21年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 啓発の推進

- (1) 性的指向における少数者が直面している問題を正しく理解し、多様性を認め、誤解・偏見や差別意識を解消していくための啓発活動の推進に努めます。

(14) 性同一性障がい者の人権

性同一性障がいのある人は、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないために自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。

就職をはじめ日常生活の中で、自認する性での社会参加が難しい状況にあるだけでなく、偏見によりいやがらせや侮蔑的な言動をされるなどの問題があります。

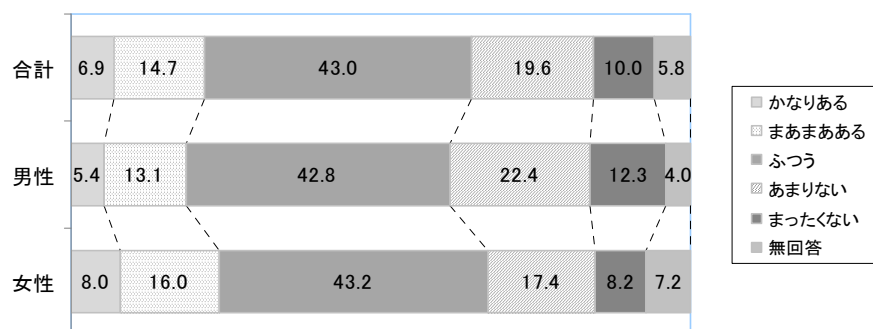
性同一性障がいについては、わが国では、日本精神神経学会がまとめたガイドラインに基づいて、診断と治療が行われており、治療は、近年、正当な医療行為として認知されるようになっていきます。

性別再判定手術を受けた人については、戸籍上の性別と外観が一致せず本人確認等で問題が生じているため、平成 15 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、家庭裁判所の審判によって性別の変更が認められることとなりました。また、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が平成 16 年に公布され、性別の取扱いの変更について家庭裁判所の審判があった場合には、同裁判所からの嘱託により父母との続柄欄を更正することができるようになりました。

人権意識調査結果をみると、性同一性障がいへの偏見や差別について、関心がある人は、21.6%となっています。

このようなことから、性同一性障がい者や障がいに対する正しい認識を深める啓発活動が重要です。

図. 性同一性障がいへの偏見や差別についての関心度



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 啓発の推進

(1) 性同一性障がいであって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で性同一性障がい者に対する偏見や差別があり、性同一性障がいに対する偏見・差別をなくするため、性同一性障がいに関する正しい理解を深める啓発を推進します。

(15) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

平成 14 年 9 月 17 日、日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、日本人の拉致を認め、その後の折衝の結果、同年 10 月に 5 人の拉致被害者の帰国が実現しました。

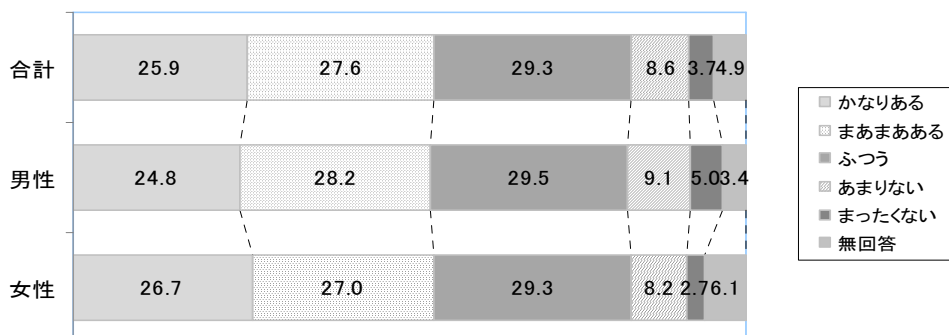
平成 15 年 1 月には「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき 15 人が拉致被害者に認定されました。拉致被害者の帰国から 1 年 8 か月を経た平成 16 年 5 月、日朝首脳会談を経て、拉致被害者の家族 5 人が、同年 7 月には残る 1 家族 3 人が帰国しましたが、その他の被害者については、未だ北朝鮮当局から納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままです。

拉致問題に関する広報・啓発については、平成 18 年 6 月 23 日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に定められており、特に、同法は 12 月 10 日から 16 日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めました。平成 18 年度においては、拉致問題対策本部、法務省及び外務省が連携し、「拉致問題を考える国民の集い」を開催するとともに、関係省庁、地方公共団体においても、ポスターの掲出、チラシ等の配布、メディアによる周知・広報等、同週間にふさわしい活動に取り組んでいます。

人権意識調査結果をみると、北朝鮮によって拉致された被害者の人権問題について、関心がある人は、53.5%となっています。

拉致問題は重要な人権侵害であり、問題に対する正しい認識を持つことが重要です。

図. 北朝鮮によって拉致された被害者の人権問題についての関心度



出典：H21 年度 人権指針策定に関する市民意識調査

① 啓発の推進

- (1) 北朝鮮当局による拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。

(16) 人身取引の被害者の人権

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。わが国では、2004年（平成16年）に人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめ、また、人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため、刑法等の一部が改正されています。

① 啓発の推進

- (1) 岐阜地方法務局中津川支局や人権擁護委員協議会と連携し、啓発活動の推進に努めます。

第 3 章

施策の推進にあたって

1 施策の推進にあたって

1 施策の推進にあたって

(1) 総合的な施策の推進体制と進行管理

人権に関わる課題は、現在、重点事項として16項目（女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、インターネットによる人権侵害、アイヌの人々、犯罪被害者等、ホームレス、性的指向における少数者、性同一性障がいのある人、北朝鮮当局によって拉致された被害者、人身取引の被害者の人権等）取り上げられ多岐にわたっています。そのため、各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では充分とは言えない課題も多くあり、その解決には行政の様々な部署が協力しなければなりません。したがって、あらゆる行政分野の連携によって人権施策の効果的な推進に努めるとともに、市民課を中心として、企画・調整・点検など施策の適切な進行管理を行います。

(2) 市民との協働による施策の推進

市民が、人権を日常生活の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆる場において、市民との協働により人権施策を推進します。

(3) 関係機関・団体との連携

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び県、近隣自治体との有機的な連携を図ります。また、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会などの関係機関との情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

(4) 職員の人権意識の向上

市職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、職員の人権意識の向上が不可欠です。人権に関する取り組みは、人権担当課だけのものではなく、すべての部課で取り組むという意識を全職員に徹底させるため、職員に対して、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

参 考 資 料

- 1 人権をめぐる動き
- 2 関連法規等
- 3 中津川市人権施策推進指針の策定経過
- 4 用語解説

1 人権をめぐる動き

年号	国連関係	国内
1947(昭22)		・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」施行 ・「労働基準法」施行
1948(昭23)	・「世界人権宣言」採択	・「児童福祉法」施行 ・「民法」改正
1949(昭24)	・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	
1950(昭25)		・「身体障害者福祉法」施行 ・「精神衛生法」施行 ・「生活保護法」施行
1951(昭26)	・「難民の地位に関する条約」採択	
1952(昭27)	・「婦人の参政権に関する条約」採択	
1959(昭34)	・「児童の権利宣言」採択	
1965(昭40)	・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択	
1966(昭41)	・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択	
1967(昭42)	・「難民の地位に関する議定書」採択	
1969(昭44)		・「同和対策事業特別措置法」施行
1973(昭48)	・「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	
1975(昭50)	・「障害者の権利に関する宣言」採択	
1979(昭54)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	・「国際人権規約」締結
1981(昭56)	・「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択	・「難民の地位に関する条約」締結
1982(昭57)		・「地域改善対策特別措置法」施行
1984(昭59)	・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択	
1985(昭60)		・「男女雇用機会均等法」制定 ・「女子差別撤廃条約条約」締結
1987(昭62)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)施行
1989(平1)	・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990(平2)	・「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	

年号	国連関係	国内
1993(平 5)	・国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際の10年を宣言	・「障害者基本法」施行
1994(平 6)	・「人権教育のための国連10年」を宣言	・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 ・「児童の権利に関する条約」締結
1995(平 7)	・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「高齢社会対策基本法」施行 ・「人種差別撤廃条約」締結
1996(平 8)		・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定
1997(平 9)		・「人権擁護施策推進法」施行 ・「地对財特法」の一部改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)施行。「北海道旧土人保護法」廃止 ・『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」
1998(平 10)		・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)一部改正 ・障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)一部改正)
1999(平 11)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」(精神薄弱者から知的障害者への用語改正)施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の統合的な推進に関する基本的事項について」答申 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(児童買春、児童ポルノ禁止法)施行
2000(平 12)	・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する集約の選択議定書」及び「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択	・成年後見制度改正(「民法」一部改正等) ・指紋押捺全廃(「外国人登録法」一部改正) ・「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」(犯罪被害者保護法)施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(ストーカー規制法)施行 ・人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方に関する中間取りまとめ」公表 ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行

年号	国連関係	国内
2001(平 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護推進審議会が「人権救済制度の在り方について」(諮問第2号答申)を提出 ・「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行 ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・人権擁護推進審議会が「人権擁護委員制度の改革について」(諮問第2号に対する追加答申)を提出 ・「高齢社会対策大綱」閣議決定
2002(平 14)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 ・「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」発効 ・「国際刑事裁判所規程」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「障害者基本計画」閣議決定
2003(平 15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の保護に関する法律」施行
2004(平 16)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育のための世界計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ・「犯罪被害者等基本法」公布
2005(平 17)		<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行 ・「第二次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「犯罪被害者等基本計画」閣議決定
2006(平 18)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権理事会」設立決議を採択 ・「障害者の権利に関する条約」を採択 ・「すべての人を強制的失踪から保護するための条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 ・「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行

2 関連法規等

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期目)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 中津川市人権施策推進指針の策定経過

年月日	内容
平成 21 年 11 月 26 日 ～12 月 9 日	中津川市人権指針策定に関する市民意識調査 対象者数：市内在住の 20 歳以上の男女 2,000 人
平成 22 年 7 月 23 日	第 1 回 中津川市人権施策推進指針検討会 ○中津川市人権施策推進指針策定の概要 ○人権推進項目別課題について ○指針の体系について
平成 22 年 10 月 20 日	第 2 回 中津川市人権施策推進指針検討会 ○中津川市人権施策推進指針（案）について
平成 22 年 11 月 16 日 ～11 月 29 日	パブリックコメントの実施

4 用語解説

あ行

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 (アイヌ新法)

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした法律です。(平成9年7月施行)

インターネット

複数のコンピュータネットワークを相互接続したネットワークです。

H I V感染者 (エイズ)

ヒトの免疫不全ウイルス(H I V)によって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。また、H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。

えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな障害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

N P O

Non-Profit Organization の略で、「民間非営利組織」という意味です。株式会社などと違って営利を目的としない団体ということですが、たいていの場合は「社会的な課題」を自ら解決しようと活動する市民グループを指しています。

1998年(平成10年)には、「任意団体」に「法人格」を与え、N P Oの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法(N P O法)が施行されています。

か行

介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした法律です。（平成 9 年 12 月施行）

改正DV法

正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」で、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律です。（平成 13 年 10 月施行）

平成 19 年には①市町村基本計画の策定の努力義務、②保護命令制度の拡充、③配偶者暴力相談支援センターに関する改正、④裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知の改正がなされ、平成 20 年に施行されています。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成 18 年 6 月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律

北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本国に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本国における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情にかんがみ、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、拉致被害者等給付金の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とした法律です。（平成 15 年 1 月施行）

岐阜県人権啓発センター

平成 12 年（2000 年）4月に、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人等の人権に関する問題の解決を図るため設置されたもので、総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

高齢者雇用安定法の一部改正

定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高齢等の安定した雇用を確保するため、定年（65歳未満のものに限る）の定めをしている事業主は、65歳までの定年引き上げ、継続雇用制度（再雇用、勤務延長）の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を平成25年度までに段階的に講じなければならないことになっています。ただし、継続雇用制度の対象となる高齢者に関する基準を労使協定により定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能となっています。

高齢社会対策基本法

我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした法律です。（平成7年12月施行）

高齢者虐待防止法

正式には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。（平成18年4月施行）

国際人権規約

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又は国際人権A規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又は国際人権B規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。わが国は、①及び②の2つの規約について、昭和54年（1979年）6月に締結しています。

個人情報保護法

正式には「個人情報の保護に関する法律」で、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とした法律です。（平成15年5月施行）

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「男の役割、女の役割」を幼い頃から「男らしさ・女らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。

さ行

児童買春・児童ポルノ処罰法

正式には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」で、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とした法律です。（平成 11 年 11 月施行）

児童虐待防止法

正式には「児童虐待の防止等に関する法律」で、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律です。（平成 12 年 11 月施行）

児童憲章

児童憲章は、制定されてまもない日本国憲法の精神にもとづいて、1951 年 5 月 5 日制定された、児童の権利の宣言的文書です。児童憲章は前文で、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という三つの理念を示しています。

児童の権利に関する条約

1989 年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。わが国は、平成 6 年（1994 年）4 月に締結しています。

児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を規定した法律です。その中には、①児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない、②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが盛り込まれています。（昭和 23 年 1 月施行）

児童福祉法の一部改正

平成 16 年（2004 年）12 月に、①次世代育成支援対策推進、児童虐待防止対策等充実・強化、②新たに小児慢性特定疾患対策を確立、医療給付等事業創設、③保護受託者制度の廃止等が改正されました。

障害者基本計画

国の策定した障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざすことを基本的な考え方とした障がい者施策に関する基本的な計画です。（平成 15 年度から平成 24 年度の 10 年間の計画）

障害者基本法の一部改正

障がい者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障がい者に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定し、都道府県及び市町村に障がい者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付け、中央障害者施策推進協議会を創設する等が改正されました。（昭和 45 年 5 月施行 平成 16 年 6 月一部改正）

障害者雇用促進法の一部改正

障がい者の就業機会の拡大をめざすため、①精神障がい者に対する雇用対策の強化、②在宅就業障がい者に対する支援、③障がい者福祉施策との有機的な連携等が改正され、平成 18 年（2006 年）4 月に施行されました。

障害者自立支援法

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律です。（平成 18 年 4 月施行）

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、昭和 54 年（1979 年）の国連総会で採択された条約です。この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であると、そのための必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。（昭和 60 年 6 月批准）

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

締結国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらに持っていること）を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくすること等を内容とした条約で、昭和 40 年（1965 年）の国連総会で採択されました。（平成 7 年 12 月批准）

心理的差別

同和対策審議会答申によると心理的差別とは「人々の観念や意識のうちに潜在化する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する」とあります。同和地区出身であることを理由に結婚を反対することや、インターネット上で部落の地名を掲載したり、差別や偏見を助長する書き込みをしたりすること、特定の集団や所属を指し、侮蔑的な意味を含めて蔑称用語で表すことです。また、社会構造が結果的に差別につながっていることがあります。法的社会的における嫡出子と婚外子の取り扱いの差異や、道路や建物、交通機関、設備の構造上における障壁（バリア）などです。

スクールカウンセラー

1960年代からいじめによる自殺や不登校が社会問題化して、平成2年（1990年）には不登校の数は5万人に近くまで増加しており、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始された平成7年（1995年）には8万人を越えていました。このようないじめや不登校などの児童生徒問題の対策として、学校内のカウンセリング機能の充実をはかるために公立学校に配置されているものです。

ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

性同一性障がい

性別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在置かれた性別と、それに伴う社会的な性別に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機関（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障がい者のうち特定の条件を満たす者に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取り扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律です。（平成16年7月施行）

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられていましたが、平成12年の民法の改正により、軽度の痴呆等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となりました。

世界人権宣言

昭和 23 年（1948 年）12 月国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。なお、採択された 12 月 10 日は、「人権デー」とされ、わが国では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント（性的ないやがらせ）

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせるさまざまな行為をいいます。

ソーシャル・インクルージョン

人々が健康的で文化的な生活が営めるよう、自立生活上なんらかの支援を必要としている人々を社会の構成員として包み込んでいく考え方をいいます。これは、それぞれの個性が十分に尊重されるような多様な価値観を許容することのできる社会であるということを前提に、誰も差別されたり排除されたりしない相互共生的な社会が構築されることが重要であるという考えに立っており、真のノーマライゼーションの姿ともいえるものです。

た行

同和対策事業特別措置法

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等に安定向上が阻害されている地域について国及び地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目的を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とした法律です。（昭和 44 年 7 月施行）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

（プロバイダ責任制限法）

この法律は、特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信）による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとします。①損害賠償責任の制限、②発信者情報の開示、の 2 点を規定しており、特定個人の民事上の権利侵害があった場合を対象とします。（平成 14 年 5 月施行）

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な関係にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

な行

二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

日常生活自立支援事業（旧名称：地域福祉権利擁護事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施主体となり、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。援助の内容は福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等となっています。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

は行

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいといった発達障がいのある人の援助などについて定めた法律です。発達障がいへの理解促進、生活全般にわたる支援の促進、関係部局の連携などがねらいとして示されています。（平成 17 年 4 月施行）

バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。（平成 17 年 4 月施行）

ハンセン病

明治6年（1873年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

振り込め詐欺

「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」を総称したものが「振り込め詐欺」といいます。振り込め詐欺は家族を心配する心を逆手に取る悪質な犯罪で、家族や警察官、弁護士になりすましたり、架空の債権を請求したりするものです。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律です。（平成14年8月施行）

ボランティア活動

自発的に（自発性・主体性の原則）、他者や社会のために（社会性・連帯性の原則）、金銭的な利益を第一に求めない（無給性・無償性の原則）活動のことです。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。

ら行

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とした法律です。（平成18年6月施行）

中津川市人権施策推進指針

発行日：平成22年11月

発行：中津川市

編集：中津川市生活環境部市民課

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

電話番号：0573-66-1111 FAX番号：0573-66-7632

